

# 名古屋市上下水道局の安全衛生管理体制（2004年1月現在）

職員等の安全衛生に関わる組織の形態です。

## (1) 職員の安全と健康を担当する専門の部署

安全衛生課	厚生係	5人	労働者の福利厚生、健康保険、互助会、厚生会など
	安全衛生係	7人	安全・衛生管理、公務災害、局車両の事故補償、教育・研修など
	保健士	4人非常勤職員	職員の健康診断・管理区分、健康相談・指導、職場巡視
	管理医師	3人委嘱	健診結果康や休職復職時の管理区分の決定、養護者の管理検診・指導
	産業医	7人委嘱	職場巡視(1人が月1回半日)、職場の健康相談・指導
	安全管理士	1人委嘱	月1回半日、上下水道局の請負現場の安全巡視
	車両整備管理者	7人非常勤	局用車輛、約600台の車両整備、点検のチェック、始業点検の指導など
	名称	人員	職務内容

## (2) 安全衛生委員会

中央安全衛生委員会（毎月第3木曜日の午前）
局側 12人(次長、本部長2、部長9、安全衛生課長) 組合側 12人(中央執行委員)※ 会議前に組合側委員の打ち合わせ実施。
部安全衛生委員会（9部それぞれに実施、月1回午後）
議長—部長      局側—課・公所長      組合側—分会役員から
職場安全衛生委員会（65課・公所で実施、月1回午前もしくは午後）
議長—課・公所      局側—係長      組合側—分会委員から

※いずれの委員会も職場パトロールを実施(労使の委員が参加)